



1 8月以降の主な事業報告

(1) ごじょ丸カップ(ゴルフ大会) 8月20日(火) 富士見ヶ丘カントリー倶楽部

清庵事務所初のゴルフ大会を開催しました。退職組合員9名、現職組合員5名、計14名の皆さんに参加していただき、最高齢の坂口歳雄さん(77歳)の始球式で始まりました。プレー後は、ケーキや飲み物を楽しみながら表彰式。楽しい1日を過ごしました。
 <結果>優勝 坂口 歳雄さん 準優勝 石井 嘉一さん 3位 勝又まち子さん
 その他、ブービー賞、参加賞など多数の賞品をご用意しました。
 この大会を機に、来年度から夏と冬に年2回ごじょ丸カップを開催と趣味の会(ゴルフの会)の発足も決まりました。



(2) 健康ヨガ ①9月12日(木) ②9月19日(木) ③9月26日(木)

講師の瀧菜穂子さんの優しい声かけで、無理なく身体を動かすことができました。3日間でのべ28名が参加しました。



(3) デコクレイクラフト ①10月8日(火) ②10月15日(火) ③10月22日(火)

今年度で3年目となる『デコクレイクラフト』。3日間でのべ27名が参加し、クリスマスの飾り作りに取り組みました。講師の佐野みほさんの温かな励ましと熱意ある指導で、素敵な作品が完成しました。今年も作品は教職員美術展に出展しました。



(4) 文化講座②(資産管理・運用、相続) 10月16日(水)

ファイナンシャルプランナーの劔持雅彦さんによるセミナー。2回目の今回は13名が参加し、『相続！または争続？！それはあなた次第』と題し、もしもの時の為に今から考えておくべき大切なことを学びました。



(5) 郷土歴史探訪「由比宿を歩く」 10月26日(土)

望月一民さんの丁寧な解説で巡る『郷土歴史探訪』。今年は参加者16名(うち現職2名)が、蒲原駅から由比駅まで歩きました。途中、銘酒『正雪』の神沢川酒造の酒蔵内や東海道広重美術館を見学しました。



(6) 第49回清庵地区教職員美術展 11月9日(土)、10日(日)

今年から会場を江尻生涯学習交流館の3階に会場を移し開催した教職員美術展には現職・退職組合員の皆さんから103作品の展覧をいただきました。ご協力ありがとうございました。2日間で92名の来場者がありました。

新規の出品者がなかなか増えないことや来場者の減少などが課題です。丁寧に手をかけて作成された素晴らしい作品が多く、もっとたくさんの方の目に触れて欲しいと願うばかりです。



(7) 秋の研修旅行 11月22日(金)

秋晴れの中、参加者38名で『八ヶ岳と南アルプスの自然と食と文化めぐり』と題して研修旅行に出掛けました。「平山郁夫シルクロード美術館」の見学後、「ハーベストテラス八ヶ岳」で地元の食材を活かしたお料理に舌鼓。午後は、「サントリー白州の森」と「山梨銘醸 七賢」で試飲を楽しみました。





昼食場所の「ハーベストテラスハケ岳」にて



「サントリー白州の森」入口にて

(8) e-Tax 確定申告模擬体験教室 12月19日(木)

今年度から開催の「e-Tax 確定申告模擬体験教室」には 24名の組合員に参加していただきました。前半は税理士の天野貢さんから相続税・贈与税等に関する基礎知識を、後半は静岡税務署の佐野忠由さんから e-Tax による確定申告の仕方を模擬体験しながら学びました。丁寧でわかりやすい資料も配付され、参加者からは「次回は e-Tax での確定申告に挑戦してみる」というお声もいただきました。



(9) 生け花・フラワーアレンジメント教室 12月26日(木)

年末の清庵事務所恒例イベント「生け花・フラワーアレンジメント教室」には、生け花 10 名、フラワーアレンジメント15名(うち現職 5 名)が参加しました。フラワーアレンジメントは村松健司さん、生け花は今年から櫻井千鶴瞳さんを講師に、皆さん楽しんでお花を生けられました。完成したご自分の作品の写真を撮ったり、お互いの作品を鑑賞し合ったりして、年末の楽しいひとときを過ごしました。皆さん、素敵なお正月を迎えられたことでしょう。



3 事務局からのお知らせ

(1)療養費請求について

- 「医療費のお知らせ」を添付した請求をお勧めします。
 - ※医療機関の領収書を保管しておき、一枚一枚コピーする手間が省けます。
 - ※「医療費のお知らせ」1枚の添付で済むので、郵送代が抑えられます。
 - ※事務所での書類確認作業も簡易になります。
- 療養費請求書の様式は、以下の方法で入手できます。
 - ☆直接、清庵事務所事務局で受け取る。
 - ☆県互助組合のホームページからダウンロードする。
 - ☆7月発行の『清庵だより 54号』に掲載してある様式をコピーする。
- 療養費請求書は、「診療月ごとに1ヶ月1枚」です。1度提出したら遡って再度該当月の請求はできませんので、診療月の翌月以降に提出してください。療養費の請求は、令和6年4月の受診分から2年間有効となりました。令和6年3月の受診分は、今年の3月で有効期限が切れますのでご注意ください。

(2)個人情報の問い合わせについて

互助組合清庵事務所に、他の組合員の住所や電話番号をはじめ個人情報をお尋ねになる事案があります。誠に申し訳ありませんが、当事務所では、守秘義務にのっとり個人情報をお伝えすることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

(3)事務職員の異動について

今年度4月から当事務所に勤務していた浦田久子に代わり、9月から野村君江が勤務しています。

(4)県互助組合のHPのご利用を

県互助組合のHP (<https://gojomaru.com>) には、皆さんにとってためになる様々な情報が満載です。

「様式集」からは、「療養費請求書」や「人間ドック検診費補助請求書」などの用紙を入手することができます。

「支部専用ページ」には、清庵事務所の年間計画やお知らせが掲載されています。地区委員を通して配付しているこの「事務局だより」や支部事業の案内チラシもダウンロードすることができます。しかもこの「事務局だより」をカラーでご覧いただけます。

また、来年度から支部事業の案内チラシは配付しません。来年度の支部事業は、5月と9月に発行する「事務局だより」と奇数月の初めに発行される「互助新聞」でご案内します。申込みは、QRコードを利用していただけの簡単でおすすめです。これまで通り案内にしたがって必要事項を記入し、FAXまたは郵送での受付も行います。

是非、県互助組合のHPをご利用ください。